

今後のスケジュール等について

※あくまでも現時点での案であり変更となる可能性がありますので、**障害福祉課ホームページ、電子メールについては毎日確認をいただきますようお願いいたします。**

1. 今後のスケジュール [予定]

平成27年3月27日（金） 報酬改定に係る事業者説明会

(各事業所等において来年度の加算等の検討を行ってください)

3月末頃 報酬告示の改正

4月1日（水） 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定
以降、厚生労働省より関係通知・Q & A等が発出予定

4月上旬 以下の加算等の届出期限・届出方法について、ホームページ及び電子メールにてお知らせします

- ① 平成27年度報酬改定により新設・内容変更となった加算
- ② 平成27年度福祉・介護職員処遇改善加算
- ③ 前年度の実績に基づき算定できる加算
- ④ 平成26年度分の工賃実績報告

・ ①の対象となる加算は以下の予定ですが、正式な対象加算一覧については届出依頼時に通知します。なお、その他の加算については通常の手続きとなります。

(1) 居宅系・相談支援系サービス

・ 特定事業所加算

(2) 日中系サービス

・ 送迎加算

・ 福祉専門職員配置等加算

・ 目標工賃達成加算

・ 目標工賃達成指導員配置加算

・ 就労定着支援体制加算

・ 一般就労への移行実績がない場合の減算

・ 開所時間減算（生活介護）

・ 常勤看護職員等配置加算（生活介護）

(3) 居住系

・ 夜間支援等体制加算

・ 重度障害者支援加算

・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

※ ①～③については、県が定める期限までに届出を行えば、4月1日に遡って算定
できます。なお、**期限までに届出がされない場合は、平成26年度に同内容の加算**

を算定していた事業所についても、一律「加算適用なし」で処理します。また、届出がないことについての督促等は一切行いませんので、必ず事業者の責任で該確認・提出をいただきますようお願いします。

※ 期限以降に提出された届出については、最短で6月提供分からの適用となります。

4月中旬～下旬	上記加算等の提出期限〔届出依頼時に通知します〕
5月上旬	4月サービス提供分の国保連請求
7月上旬頃	平成26年度福祉・介護職員処遇改善加算実績報告提出

2. 周知事項

(1) 届出の書式について

- ・報酬改定に伴い届出の書式を変更しますので、**必ず変更後の書式で提出してください。**

(2) 提出期限の厳守について

- ・上記「県が定める期限」について、報酬改定のスケジュールの都合上、期限をお知らせしてから届出までの期限が短くなることが想定されます。
- ・一方で、提出が遅れますと、国保連へのデータ提供ができず、事業者の請求事務にも影響が出てしまいます。また、工賃実績報告については、1事業所でも提出が遅れますと、他事業所が4月から目標工賃達成加算の算定をできない事態にもなりかねません。
- ・そのため、各事業所においては、本説明会の資料等をもとに、新設・変更となる加算等の要件に該当するか事前に検討しておくなど、可能な範囲で届出の準備を進めておいてください。

(3) 平成27年度地域区分について

- ・例年、地域区分の変更設定を行わず請求を行う事例が多く発生しており、請求事務に大きな支障をきたしています。**平成27年4月提供分からの請求については、必ず変更後の地域区分で請求を行ってください。**

(4) 県への照会について

- ・例年年度初めは報酬改定内容や届出に関する照会が多く、電話がつながりにくい状態になっています。各事業所におかれましては、問い合わせ前に再度通知や今回の資料等について確認を行い、照会については最低限度に留めていただきますようお願いします。また、**回答にもお時間をいただく形となります。**
- ・なお、今回の説明会の内容に関する照会は質問票のみでの受付となります。